

「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお知らせ

◆ 問い合わせ ◆ ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内） 電893-3818、電893-3810

平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」について、**6月1日（月）**から申請受付を開始します。
給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。

1. 給付の目的

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

2. 支給要件及び支給額

【支給対象者】 平成27年6月分の**児童手当を受給される方**が対象です。

※支給対象者は基準日（平成27年5月31日）にいの町に住民票がある方です。

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

【対象児童】 支給対象者の平成27年6月分の**児童手当の対象**となる児童

【支給額】 対象児童1人につき**3,000円**

3. 給付金申請書の発送について

支給対象となる可能性がある方には、6月上旬に児童手当の現況届と一緒に申請書などを郵送する予定です。

（※申請書が届いても審査の結果、給付金の対象とならない場合があります。）

公務員の方で、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となる可能性がある方は、勤務先から申請書などの配布があります。

4. 支給申請の手続きについて

送付された申請書に必要な事項を記入・押印の上、必要書類を添付して申請してください。

記入方法や必要書類については、申請書に送付時に同封する記入要領を参考にしてください。

申請内容を審査後、支給対象となった方には「支給決定通知書」を、対象とならなかった方には「不支給決定通知書」を郵送します。

給付金の支給は10月から順次行います。

5. 申請方法

【郵送申請】 申請書送付時に同封する返信用封筒で申請書・必要書類などを郵送してください。

【窓口申請】

・本庁2階給付金受付窓口

※9月以降は「臨時福祉給付金」申請受付に併せて、変更となる場合があります。

- ・ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）
- ・吾北総合支所住民福祉課
- ・本川総合支所住民福祉課

6. 申請期間及び受付時間

申請期間：6月1日（月）～11月30日（月）

受付時間：平日の8：30～17：15

※原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。



7. ご注意

- ・申請期間などは、各市町村により異なります。いの町以外が申請先となる方は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- ・平成27年度は、「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- ・「臨時福祉給付金」については、9月から受付開始予定です。詳細については、決まり次第広報いのへ掲載します。